

自動車損害賠償責任保険基準料率

平成19年1月15日届出

損害保険料率算出機構

自動車損害賠償責任保険基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔37か月～26か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間											
		37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約
小型二輪自動車		29,070	28,440	27,810	27,170	26,530	25,890	25,250	24,610	23,970	23,330	22,690	22,050
緊急自動車		13,010	12,800	12,590	12,380	12,160	11,950	11,730	11,520	11,310	11,090	10,880	10,670
特種用途自動車	(ハ)その他 b 小型二輪自動車	27,910	27,320	26,710	26,100	25,490	24,880	24,270	23,660	23,050	22,440	21,840	21,230

(注) 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔37か月～26か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間											
		37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約
小型二輪自動車		12,460	12,270	12,070	11,870	11,670	11,470	11,270	11,070	10,870	10,670	10,480	10,280
緊急自動車		5,730	5,710	5,690	5,670	5,650	5,630	5,610	5,590	5,570	5,550	5,520	5,500
特種用途自動車	(ハ)その他 b 小型二輪自動車	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,230	5,220

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔37か月～26か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間											
		37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約
小型二輪自動車		6,160	6,130	6,100	6,070	6,030	6,000	5,970	5,940	5,910	5,870	5,840	5,810
緊急自動車		12,620	12,420	12,210	12,010	11,810	11,600	11,400	11,200	11,000	10,790	10,590	10,390
特種用途自動車	(ハ)その他 b 小型二輪自動車	19,040	18,670	18,300	17,930	17,550	17,180	16,810	16,430	16,060	15,690	15,310	14,940

(注) 1. 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔37か月～26か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間											
		37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約
小型二輪自動車		6,160	6,130	6,100	6,070	6,030	6,000	5,970	5,940	5,910	5,870	5,840	5,810
緊急自動車		5,730	5,710	5,690	5,670	5,650	5,630	5,610	5,590	5,570	5,550	5,520	5,500
特種用途自動車	(ハ)その他 b 小型二輪自動車	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240	5,230	5,220

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償保障法附則第7項の規定に基づき保険料等充当交付金が交付される契約である場合、契約者から収受する金額は上表の金額から保険料等充当交付金を控除した金額とする。